

関連事業者の許可に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、千葉県地方卸売市場業務条例（令和2年千葉県条例第15号。以下「条例」という。）第30条に規定する関連事業者の許可の基準に関し、条例及び千葉県地方卸売市場業務条例施行規則（令和2年千葉県規則第55号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 資格要件

条例第30条第1項第3号に規定する知識及び経験又は資力信用を有する者の基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請者（法人の場合は代表者）の年齢は、満18歳以上とする。
- (2) 申請に係る業務の経験が3年以上ある者（法人の場合は代表者又は役員）であること。
- (3) 業務資金として、300万円以上を有すること。
- (4) 純資産の状況が良好であること。
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく納税義務を果たしていること。
- (6) 当市場の関係業者に対し、正当な理由なく遅延した支払債務を有していないこと。

3 審査

関連事業者の許可については、書類審査、面接審査、実態調査等、厳正な総合審査を行い、諾否を決定する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。